

# 諸塚村森林認証研究会森林炭素吸収量活用委員会設置要綱

平成21年9月1日  
諸塚村産業課

## 第1 (名称及び目的)

諸塚村森林認証研究会(以下「研究会」という。)内に「森林炭素吸収量活用委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、環境省による「オフセット・クレジット(J-V E R)制度」(以下「J-V E R制度」という)に係る調査、研究および申請等の手続きを行うものとする。

## 第2 (活動内容)

部会は目的を達成するため、研究会の承認を得た上で次の活動を行う。

- ① J-V E R制度に関する事業の計画、申請
- ② J-V E R制度のモニタリングに関すること
- ③ その他、J-V E R制度に関することに必要な活動

## 第3 (委員)

委員会は、諸塚村および(財)ウッドピア諸塚、耳川広域森林組合諸塚支所から構成され、原則として任期はこの委員会の解散までとする。

## 第4 (委員長)

委員会に委員長をおき、委員長は産業課長とし、会議の議長となる。

## 第5 (会議)

会議は、委員長が招集する。

## 第6 (事務局)

委員会の運営は、産業課の事務主管とする。

## 附則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

別表1 (森林炭素吸収量活用委員会名簿)

委員長	諸塚村産業課長
委員	諸塚村企画課長
	同 産業課長補佐
	同 企画課森林認証担当
	同 林政担当
	(財)ウッドピア諸塚事務局長
	耳川広域森林組合諸塚支所長
	同 事業課長